

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策

第2期

敦賀市教育大綱

敦 賀 市

1 策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、市長が定める敦賀市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本的な方針です。

この方針に基づき、教育委員会は、講ずべき具体的な施策として敦賀市教育振興基本計画を策定します。

2 対象期間

この大綱が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3 本市が目指す教育の姿

教育目標

ふるさと敦賀を愛し、知性に富み、心豊かで、健康な人の育成

基本理念

「白砂青松」の地である敦賀を愛し、郷土の発展に貢献する活力ある人材を育成するため、家庭・学校・地域が一体となって、先人が築き上げた伝統を受け継ぎ、「人道の港」敦賀ならではの魅力ある教育を推進する。

以下に掲げる4つの基本方針・20の基本施策に基づき教育行政に取り組みます。

基本方針(1) 学校教育の充実

義務教育は、子ども達の個々人の能力を伸ばしつつ社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を養うことを目的としています。

社会は、グローバル化・情報化など、めまぐるしく変化し、多様な考え方が散見される社会を生き抜くためには、個々人の多様性を尊重しつつ、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値を創造し、思いやりや感謝の心を持って他者と協働することが求められています。

そこで、専門的知見を得て、行政だけでなく家庭・学校・地域が連携・協力しながら社会の変化に迅速に対応し、地域と共にある学校づくり、学校安全体制の整備、学力の向上に取り組み、ふるさと敦賀の自然や伝統・文化を愛する本市独自の教育を推進します。

- 基本施策① 学びの芽生えを育む幼児教育の推進
- 基本施策② 自ら考え、行動する力を身に付ける教育の推進
- 基本施策③ 社会のグローバル化に対応できる外国語教育の推進
- 基本施策④ 個々のニーズに合わせた特別支援教育の推進
- 基本施策⑤ 健やかな体の育成を目指した健康・安全教育の推進
- 基本施策⑥ いじめや不登校を予防し、防止する生徒指導体制の推進
- 基本施策⑦ 児童・生徒数や社会の変化に対応した学校の整備
- 基本施策⑧ 社会の変化に応じた教育活動を行うための教職員の資質及び指導力の向上

基本方針(2) 社会教育の充実と活性化

ライフスタイルや価値観の多様化など、社会の変化に伴う市民の考え方の変化や、人々の学習意欲が高まるなか、生涯学習の環境を一層充実させ、その成果を活かすことが課題となっています。このように、誰でも自らを高めることのできる場が求められているなかで、市民に最も身近な社会教育施設である公民館や図書館等の役割が重視されており、社会教育の場としてだけでなく、地域のつながりを再生する場や地域ぐるみで教育を支える協働の拠点といった多様な役割が求められています。

そこで、安全安心・人権・多文化理解など現代社会や地域が抱える課題について解決に向けた学習を推進し、「自助」を基調としつつも社会全体で支え合う「互助・共助」の考え方を推進するとともに、市民や関係団体の取り組みを支援するなど、社会教育の充実と活性化を図ります。

このような社会教育が求められる役割を十分に発揮するためには、ハード・ソフトの両面が一体となった取組みによって、施設自体の利便性や魅力向上はもちろんのこと「いつでも・誰でも」入りやすい環境の整備をより一層推進します。

基本施策⑨ 活力ある地域社会の形成

基本施策⑩ 社会的な課題に対応する生涯学習の推進

基本施策⑪ 社会教育施設の整備・充実

基本施策⑫ 地域等と連携した青少年の健全育成

基本方針(3) 文化の振興・支援

芸術・文化は、人の心を豊かにし、潤いとゆとりを与えるとともに、精神の健全化にも寄与します。また、地域の芸術・文化活動が活性化すれば、まちが元気になり、経済活動も活性化し、知的で魅力あるまちが創造されていくものと期待されます。

また、文化財をはじめとする歴史的建造物等は、市民が永く育み、守り継いできた市民共有の貴重な財産であり、本市の歴史・文化を理解するために欠かすことができない歴史・文化資源です。それと同時に、まちづくりを支える重要な基盤となるものです。近年の社会情勢や市民生活の変化等の中で、実効性のある保存及び活用の充実が求められています。

そこで、美しい景観や地域の文化資源を生かし、市民の創造性を育み、まちの賑わいにも結びつけるため、誰もが気軽に文化と接することのできる場を身近に提供するとともに、市民や各種団体の活動を支援します。また貴重な歴史遺産の修復・整備や地域の伝統行事への支援など、有形無形の歴史文化資産を確実に保護し、学校教育や観光等にこれらを活かすことによって、市民が誇りを持てる文化の振興を図ります。

基本施策⑬ 文化意識の向上

基本施策⑭ 市民文化の活動拠点の整備・充実

基本施策⑮ 文化財の保護・支援

基本施策⑯ 文化財の活用の推進

基本方針(4) スポーツの振興及び推進

高齢化の進行、精神的ストレスの増大、生活の利便化など社会・生活環境の変化に対応し、健康の保持増進や体力の維持向上とともに、活力ある社会を推進するなどスポーツの果たす役割は極めて大きなものがあります。

このため、地域住民が個々のライフスタイルに応じた各種のスポーツ活動を主体的・継続的に実施できるようニーズに応じたスポーツ環境の整備・充実を行うと共に、生涯スポーツ、競技スポーツの両面にわたり一層の振興と充実を図ります。

基本施策⑰ 競技レベル向上に向けたスポーツの振興

基本施策⑱ 生きがいと健康づくりとしてのスポーツの振興

基本施策⑲ 人のつながりを再生するスポーツ交流の推進

基本施策⑳ スポーツ施設の整備

令和3年4月9日

敦賀市長 渕上 隆信